

A 市長室からお答えします

防災行政無線の内容確認方法は

Q 防災行政無線でよく行方不明者の情報提供依頼や詐欺への注意喚起などが流れていますが、放送されている内容を聞き取れないことがあります。災害時の避難情報など、命に関わる大切な情報も放送されると思うので、内容を確認する方法を教えてください。

A 防災行政無線の放送は、当日の気象状況や気密性の高い住宅によっては内容が聞き取りにくい場合があります。放送が聞こえなかったときは「防災行政無線テレホンサービス」や「なりたメール配信サービス」で内容を確認できます。なお、成田空港の騒防法第一種区域内に住んでいる人は、防災行政無線戸別受信機を設置できますので利用してください。

また、災害時の避難情報については、災害情報共有システム(Lアラート)に随時情報提供を行い、テレビ・ラジオ・スマートフォンなどで即時に確認できるよう情報発信をしています。そのほか、市ホームページや防災情報ツイッターなどを活用し、これからも皆さんに的確に情報が行き渡るよう努めていきます。

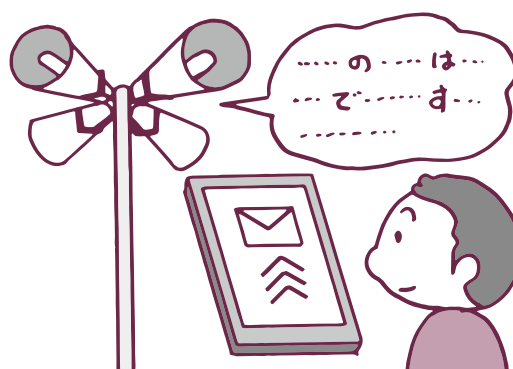
防災情報を確認するには

- 防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)
- なりたメール配信サービス…事前登録が必要。右の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス(info-n@sg-m.jp)に空メールを送信して登録する
- 防災情報ツイッター(https://twitter.com/bousai_narita)



なりたメール配信サービス

※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



消費生活相談Q&A

賃貸住宅の原状回復費用に注意

Q 5年間住んでいた賃貸アパートを退去することになり、貸し主から畳や壁紙の張り替えとハウスクリーニング代を請求されました。故意に傷をつけたり汚したりしたことはありませんが、支払わなければならないのでしょうか。

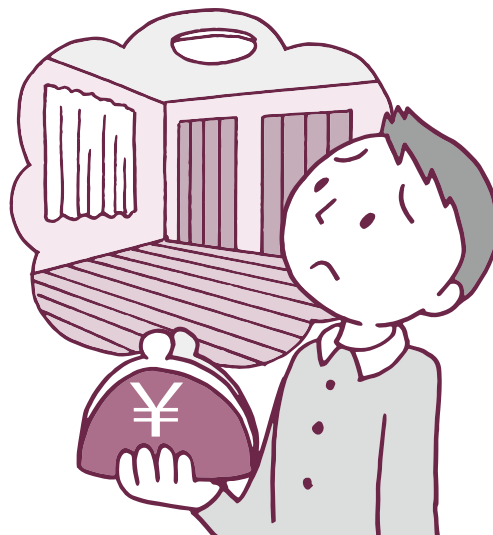
A 借り主は賃貸住宅を退去する際、元の状態に戻して部屋を返すという原状回復義務があります。しかし、これは入居時の状態に戻すということではありません。例えば、畳やフローリング、壁紙などに故意または不注意による傷・汚れ・破れがあったり、たばこによるにおいの付着・変色があったりした場合は借り主が費用を支払うこととなりますが、時間の経過による色あせ、家具の設置による変色やへこみなどについては費用を支払う必要はありません。

また、ハウスクリーニング代については、契約書に「借り主が負担する」というような特約があっても、借り主がその内容の説明を受けて承諾をしていない限り、支払わなくてよい場合があります。

このようなトラブルを未然に防ぐために、国土交通省ホームページ「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」で一般的な

基準が示されています。請求内容に納得がいかない場合は明細をもらい、ガイドラインを参考に貸し主と話し合いましょう。話し合いで解決できない場合には、民事調停や少額訴訟を利用することもできます。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



国民健康保険の高額療養費制度

医療費が高額になったら

1カ月の自己負担額が限度額を超えたとき

高額療養費制度は、国民健康保険加入者が同じ月内に同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で限度額を超える自己負担額を支払ったとき、その超過分が後で払い戻される制度です。

70歳以上の人の限度額と計算方法については下表の通り区分されています。70歳未満の人の限度額と計算方法については保険年金課へ問い合わせてください。

支給対象世帯には「該当通知書」を郵送

高額療養費が支給される世帯には、通常、受診の2カ月後に該当通知書を郵送します。この通知を受け取ったら、下記の申請に必要な物を持って保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で手続きしてください。支払いは、後日郵送する「高額



所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	25万2,600円(総医療費が84万2,000円を超えた場合はその分の1%を加算。 (4回目以降は14万100円))	
現役並みⅡ 課税所得380万円以上 690万円未満	16万7,400円(総医療費が55万8,000円を超えた場合はその分の1%を加算。 (4回目以降は9万3,000円))	
現役並みⅠ 課税所得145万円以上 380万円未満	8万100円(総医療費が26万7,000円を超えた場合はその分の1%を加算。 (4回目以降は4万4,400円))	
一般	1万8,000円 (年間上限* 14万4,000円)	5万7,600円 (4回目以降は4万 4,400円)
低所得(非課税)	8,000円	Ⅱ 2万4,600円
		Ⅰ 1万5,000円

* 8月から翌年7月までの1年間

療養費支給決定通知書」で確認してください。

申請に必要な物=印鑑、医療費の領収書(病院などが発行した物)、世帯主の振込先口座が分かる物、世帯主と対象者のマイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、本人確認ができる物(運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カードなど)、該当通知書

「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに

医療機関で限度額適用認定証を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までになります。

限度額適用認定証の交付を受けられるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は、下記の申請に必要な物を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。なお、70歳以上の「現役並みⅢ」と「一般」の人については、認定証の交付は不要です。

申請に必要な物=印鑑、保険証、世帯主と対象者のマイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、本人確認ができる物

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

海外居住者の国民年金

希望に応じて加入できます

国民年金に加入している人が海外に転出した場合、国民年金の資格を喪失することになります。海外に住むことで国民年金に加入しなかった期間は、将来、年金を受けようとするときの受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。また、万が一の場合に障害基礎年金などの保障を受けることが

できなくなります。

受け取る年金額を増やしたい、障害基礎年金などの保障を受けられるようにしたいなどの希望がある場合は、引き続き国民年金に加入(任意加入)することができます。保険年金課(市役所1階)で手続きしてください。

ただし、任意加入者には、保険料免除制度や学生納付特例制度は適用されませんので注意してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。